

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本方針

訪問看護ステーションたんぼぼ（以下「事業所」という。）は、利用者及び事業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

また、江東病院の院内感染対策委員会の感染マニュアル・感染対応等についても同様に行うものとする。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染症対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止等を整備する体勢の構築に取り組む。
- ② 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以って「専任の感染症対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- ③ 職員は清潔保持及び健康状態の管理に努め、特に、従業者が感染源になることを予防し、利用者および従業者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

ニ) 衛生管理

- ④ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ⑤ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑥ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 感染症発生時の具体的対応

- ① 感染が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 発生状況の把握
 - (2) 感染拡大の防止
 - (3) 医療措置
 - (4) 区市町村への報告
 - (5) 保健所及び医療機関との連携
 - (6) 職員の健康に関する場合は人事グループへ報告し、職員の労働安全の向上、及び職員から利用者への交差感染を予防する。
- ② 感染症例が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け (ゾーニング・コホーティング)
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触の対応 など

3 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

<附則>

本指針は、令和6年3月1日から施行する。